

学校生活のきまり

服装・頭髪について

1. 登下校及び教育活動の際は制服を着用する。

(1) 制服

男子 本校指定のブレザー、スラックス、ネクタイ

白無地のワイシャツ

女子 本校指定のブレザー、スカート(並文)、ネクタイ、ダブル蝶タイ(ストライプ柄)、白無地のブラウス、ハイソックス(色は紺色・無地・ワンポイント可)

・上着の下にセーター、ベスト、カーディガンの着用は認める。

ただし、黒・紺・茶・白・灰・深緑色で単色のものに限る。

(2) 夏期制服(6月1日～9月30日)

男子 本校指定のスラックス、ネクタイ

白開襟シャツまたはワイシャツ

女子 本校指定のスカート、セーラーブラウス、ダブル蝶タイ(赤・グレー)

・ネクタイはつけなくてもよいが、上着を着用したらネクタイをつけること。

・ダブル蝶タイは、式典等正装着用時には赤とする。

・夏期の寒い日に限り、セーター、カーディ

ガンの着用は認める。

ただし、黒・紺・茶・白・灰・深緑色で単色のものに限る。

(3) 夏服期間の前後1ヶ月(5月と10月)に限り、寒暖に応じて夏の服装に準じてよい。

(4) 夏季休業中、男子のみ白無地ポロシャツの着用を可とする。

(5) やむを得ない事情で制服が着用できない時は、願い出て許可を得ること。

2. 指定箇所に校章をつけること。

3. 通学用の靴は草靴(平踵)や運動靴を用いる。上履きは、本校指定(学年色)のものを用いること。

4. 指定以外の服装に関しても、常に高校生らしい品位を保つように心掛け、その他(靴下、オーバー、レインコート等)についても同様、流行を追うことなく簡素を心掛けること。

5. 染髪・脱色については禁止する。髪型や長さについては、他人に不快感を与えない清潔さを保つこと。

体育時の服装について

1. トレーニングウェア(男女共通)は上下とも本校指定各学年色とし、胸に名票をつける。

2. 夏期(4～10月)は、男女とも半袖シャツ、ハーフパンツとし、本校指定各学年色とする。

3. 体育館履きは本校指定、各学年色とする。

登校・下校について

1. 自転車による通学を希望する者は担任に申し出るとともに許可願を提出する。自転車には各学年色のステッカーを必ず貼っておくこと。

2. オートバイ・自動車等による通学は認めない。

3. 学校で定めた下校時刻以後は残留しないこと。

下校時刻 18時00分

試験1週間前 17時00分

審査中 16時30分

諸届及び願について

1. 欠席・遅刻等をする場合は、保護者より予め学校に電話連絡をし、後日速やかに生徒手帳の届欄に記入しHR担任に提出すること。(欠席・遅刻届)

2. 早退をする場合はHR担任に(不在の時は次の授業担当者に)届出るとともに、後日速やかに生徒手帳の届欄に記入しHR担任に提出すること。(早退届)

※次の場合の欠席・欠課は特別の扱いとなる。いずれも届出又は願出が必要である。(届出一覧表参照)

1. 忌引

父母(7日)、祖父母、兄弟姉妹(3日)、曾祖父母(1日)、伯叔父母(1日)、従兄弟姉妹(1日)の日数を限度として届出る。(忌引届)

2. 公欠

進学・就職試験、特別教育活動(生徒会・部・HRの活動)その他学校が認めた要件で欠席・欠課をする場合は公欠扱いとし、欠席・欠課時数に算入しない。(公欠願)

3. 感染症等による出校停止について

治癒し登校する時は主治医の罹患証明又はそれに代わる証明が必要である。

※このほか次の場合は、別紙様式による届出及び願出書を提出すること。用紙は学校備えつけのもの及び生徒手帳の届欄を使用すること。

1. 届出書を必要とするもの

紛失届、破損届、住所及び姓名変更届、旅行届、その他届出の必要なもの

2. 願出書を必要とするもの(保護者の署名捺印を要する)

(1) 休退学、復学、転校願等

(2) 各種証明書の発行

① 在学証明書、卒業証明書、卒業見込証明書、成績証明書等の請求は、経営企画室備付の「証明書発行願」に記入し提出する。

② 学割証明書の請求は、経営企画室備付の「学割発行願」に保護者氏名と印鑑を押印し、担任を経由して経営企画室へ提出する。

③ 通学証明書の請求は、各自証明書に直接記入し、経営企画室へ提出する。

④ 生徒証明書、通学証明書等を紛失した場合、紛失届に担任の確認印をもらって経営企画室に提出する。

合、紛失届に担任の確認印をもらって経営企画室に提出する。

⑤ 証明書の発行は、すべて翌日発行とする。

3. 許可願出書の必要なもの

外出、残留、異装、集会、出版、印刷物配布、署名集め、募金、休日登校、学校施設使用、用器具使用、校外活動、その他許可願書の必要なもの。

4. 校内に掲示物を貼る場合は、生活指導部に届出て検印を受けること。

その他届出を必要とするもの

1. 校内で物品を拾得した場合は生活指導部に届出ること。

2. 学校の内外を問わず暴力・事故等の被害にあった場合は、担任又は生活指導部へ届出ること。

3. 校舎・校具等の破損に気がついた時は、担任に届出ること。

禁止行為について

次の行為は絶対に禁ずる。違反した生徒には指導、措置等を行う。

1. 理由の如何にかかわらず暴力をふるうこと。

(度を越えた言動をも含む)

2. 故意の器物破損、及びいたずら。

3. 定期考査及びそれに準ずる試験での不正行為。

4. オートバイ、自動車による通学。

5. 飲酒、喫煙等法律で禁止されている行為。

6. 人権侵害に関わる行為。

7. その他反社会的行為。